（仮称）第３期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託プロポーザル実施要領

１　業務件名

（仮称）第３期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託

２　業務目的及び業務内容

別紙仕様書のとおり

３　実施方法

目的の趣旨を踏まえ、企画提案書の内容や業務執行体制等の観点から総合的に委託事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により実施する。

４　提案限度額

本プロポーザルの限度額は、6,820,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、限度額の範囲内での企画提案を行うものとする。なお、上記予算額を超える提案については失格とする。

５　業務履行期間

委託業務契約を締結した日から令和６年３月３１日まで

なお、契約締結後、作業スケジュールの詳細化を行い、それぞれの期限に対応した納品物の具体的日程を、本プロポーザルの優先交渉権者と協議のうえ定めるものとする。

６　参加資格

本プロポーザルの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　令和５・６年度伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、単体の事業体であること。

(2)　伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく入札参加資格の停止期間中の者でないこと。

(3)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

(4)　会社更生法（平成 14 年法律法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く）。

(5)　伊勢原市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 12 号）第２条第２号から第５号までのいずれにも該当しない者であること。

(6)　参加申込書の提出日において、法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(7)　過去5年間（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）において、国の機関又は地方公共団体が発注する市区町村子ども・子育て支援事業計画策定業務（ニーズ調査を含む）及び子ど

もの貧困対策計画策定業務並びに子ども・若者計画策定業務の受注実績を有していること。ただし、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。

(8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有したものを派遣させることができる者であること。

7 本プロポーザルに関するスケジュール

(1) 参加申込書の提出期限 ：令和５年９月１９日（火）午後５時まで
(2) 質問書の提出期限 ：令和５年９月１２日（火）午後５時まで
(3) 質問書の回答 ：令和５年９月１４日（木）予定
(4) 企画提案書等の提出期限：令和５年９月２６日（火）午後５時まで
(5) プレゼンテーション実施：令和５年１０月５日（木）
(6) 審査結果通知 ：令和５年１０月中旬

8 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。また、参加申し込み後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。伊勢原市は、辞退者に対して、今後不利な取り扱いは行わないものとする。

(1) 提出期限

令和５年９月１９日（火）午後５時まで（必着）

(2) 提出先

伊勢原市　子ども部　子ども育成課

伊勢原市役所本庁舎１階１０番窓口（以下「事務局」という。）

(3) 提出書類

ア　参加申込書（様式２）　１部

イ　参加資格証明書類　１部

※参加資格に記載している業務の受注実績が分かる書類（契約書、仕様書の写し又は成果品）を１部添付すること。

(3) 提出方法

事務局宛に電子メール、持参（月曜日から金曜日までの午前８時 30 分から午後５時まで）、又は郵送で提出（ＦＡＸ不可）

※電子メールの件名は、「【事業者名】（仮称）第３期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画プロポーザル参加申込」とすること。

9 質問及び回答

本プロポーザル及び仕様書に関する質問については、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和５年９月１２日（火）午後５時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式１）により事務局宛に電子メールに添付して送信すること。

ア　電子メールの件名は、「【事業者名】（仮称）第３期伊勢原市子ども・子育て支援事業

計画プロポーザル質問」とすること。

イ　市は必要に応じて、質問者に対し質問内容について聞き取り調査を行うことがある。

ウ　質問は、提出書類及び企画提案書、仕様書に係る質問に限るものとする。なお、審査又は評価に係る質問、来庁や電話による質問は受け付けない。

エ　回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

(3) 回答方法

質問内容が当該事業者独自のものと判断される場合は、当該事業者のみに、それ以外の質問については、すべての事業者に電子メールで回答するとともに、市ホームページに質問内容及び回答を掲載する。

(4) 回答予定日

令和５年９月１４日(木)※質問内容や量によって、回答に時間を有する場合がある。

10　企画提案書等の提出

参加承認を受けた事業者は、企画提案書等を、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和５年９月２６日（火）午後５時まで（必着）

(2) 提出方法

事務局宛に持参（月曜日から金曜日までの午前８時 30 分から午後５時まで）又は郵送で提出すること（郵送の場合は期限までに必着のこと）。なお、電子メールでの提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア　企画提案書提出届（様式３）

イ　会社概要（任意様式：会社パンフレット可）

ウ　契約実績表（様式４）

※様式に定められている実績を記載すること。

※業務実績においては関連会社の実績は含めないこと。

※神奈川県内受注実績を優先して記載すること。

エ　企画提案書（Ａ４）　　※詳細は、次項(4)を参照

オ　見積書（任意様式）　　※消費税及び地方消費税の額（10%）が内訳としてわかるように記載すること

カ　見積書の内訳書（任意様式）

キ　業務工程表（任意様式）

ク　業務実施体制表（様式５）

ケ　令和６年度に向けた参考提案書（任意様式）

（仮称）第３期子ども・子育て支援事業計画は、ニーズ調査結果を踏まえて策定するため、次年度の計画策定作業に係る参考提案書・参考見積書を提出すること。

※令和６年度仕様予定

① 需要量の推計・目標量の検討

令和５年度に実施したニーズ調査について、国が示す指針や基準に基づく幼児教育・保育並びに子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出、圏域の設定、必要

事業の「確保方策」等を検討できるよう、集計及び分析を行い、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に伊勢原市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、伊勢原市の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、各種事業の確保量の検討を支援する。

② 現状の分析と課題整理

児童福祉関係法令の動向把握や子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき伊勢原市の課題を抽出する。

③ 事業計画案の策定支援

これまでの業務成果を反映し、（仮称）第３期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を修正する。なお、政策判断により他関連計画（こども計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画）と一体化することを前提に調整を図ること。一体化する場合、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画の内容については、各アンケート調査業務は仕様に含めないが、伊勢原市が提供する調査結果と現行の伊勢原市子どもの貧困対策に関する取組方針及び伊勢原市子ども･若者育成支援指針を基に、こども大綱等で示された内容を加味すること。

④ パブリックコメントの実施支援

計画案に関して伊勢原市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

⑤ 計画書及び概要版の作成

確定した計画書及び概要版を作成する。

⑥ 伊勢原市子ども・子育て会議の支援

伊勢原市子ども・子育て会議（令和６年度５回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、会議ごとに議事録（全文）を作成し、討議結果をその後の作業に反映させる。

⑦ 子ども政策推進会議資料等の要約版の納品

今後の子ども子育て制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議等について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品する。

○成果品

・ニーズ調査報告書　Ａ４判表紙・本文単色、最大 150 頁程度（データ一式）
・ニーズ調査ローデータ：データ一式
・パブリックコメント資料　データ一式
・計画書：Ａ４判表紙・本文単色、最大 150 頁程度（データ一式）
・計画書概要版：Ａ４判表紙・本文単色、最大 20 頁程度（データ一式）
・子ども・子育て会議資料、議事録、打合せ会議禄等　データ一式
・子ども政策推進会議資料等の要約版　データ一式

(4) 企画提案書作成について

ア　仕様書及び令和６年度の計画策定支援業務に係る企画提案を含み提案すること。

イ　体裁は原則Ａ４版（Ａ３版折込可。２頁として計算）で、横書きとする。印刷は片面印刷、両面印刷を問わない。

ウ　枚数制限は表紙を除き 20 頁以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。

エ　仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

オ　業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

カ　印刷の色は、カラー、白黒を問わない。ただし、言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。文字のポイント数は 11 ポイント以上とし、文章を補完するために、写真、イラスト等の使用は可とする。

キ　提案内容は、各参加者１件とし、見積書で提示した金額の中で実現できる範囲内のものとすること。

(5) 提出部数

正本１部、副本８部（正本コピー可）

(6) 企画提案における留意点

ア　様式が指定されているものについては、本市指定様式を用いること。

イ　本プロポーザルの委託業務の実施に当たっては、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

ウ　提出後の書類の追加、修正その他変更はできない。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却は行わない。

エ　企画提案書提出後における担当者の変更は、担当者の退職等、市がやむを得ないと認める特別の事情がある場合を除き、原則認めない。

11　プレゼンテーションの実施

事前に送付された提案書類に基づき，プレゼンテーションを以下のとおり実施する。

(1) 日時・場所

令和５年１０月５日（木）　伊勢原市役所

※参加者ごとの参集時間は、別途通知する。また、都合により日程の変更を行う場合がある。

※プレゼンテーションは非公開とする。

※新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、実施方法を書面審査に変更することがある。この場合、令和５年１０月２日（月）までに参加者が提出した参加申込書に記載の連絡先に通知する。

(2) 提案内容の説明

参加者は、２０分以内で提案内容のプレゼンテーションを行う。また，選定委員による１０分程度の質疑応答時間を設けるものとする。

(3) 出席者

３名以内とする。

(4) 資料・機器等

①資料は、事前に受け付けた企画提案書等を本市で用意する。その資料に沿った内容を説明すること。

②プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めない。

③スクリーン・プロジェクター・パソコン等の使用は可とする。スクリーンの準備は事務局で行うが、パソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備し、事前にその旨を申し出ること。

12　審査

(1)　業者の選定は、選定委員会において提出書類及びプレゼンテーションを審査した上、点数が第１位の者を優先交渉権者と決定する。ただし、点数が第１位の者が複数ある場合は、評価項目のうち、配点の高い①企画提案内容と③プレゼンテーションの項目について、全評価者の点数の合計点が高い者を選定する。

(2)　評価基準

評価項目		配点
①　企画提案内容		
	ア　企画提案書の構成、レイアウト、文章、イラスト、図表等がわかりやすく作成されているか。	5
	イ　最新の国・県の動向や社会潮流など業務遂行にあたり踏まえるべき必要な事項が盛り込まれているか。	１０
	ウ　市の問題点・課題を整理するにあたっての現行計画の検証及び把握・分析方法が優れているか。	１０
	エ　ニーズ調査の方針決定、設計、実施等について充分な支援が期待できるか。	１０
	オ　具体的かつ有益な提案がなされているか。	１０
②　令和６年度計画策定業務の提案		
	ア　令和５年度業務内容、国・県の動向等を踏まえた論理的な提案になっているか。	１０
③　プレゼンテーション		
	ア　企画提案書の内容を分かりやすく説明しているか。	5
	イ　実務担当者の説明から、柔軟な対応力が感じられるか。	１０
	ウ　質問に対し、自らの知識及び経験から的確に回答しているか。	１０
④　申請手続き、プレゼンテーション資料に誤りは見られないか。		
	ア　内容に誤りは見られないか。誤字や文書の表現など、基本的な誤りは見られないか。	１０
⑤　企業の業務実績		
	ア　過去５年間における子ども・子育て支援事業計画の策定に携わった実績など、今回の業務を請け負うに足る豊富な受注実績があるか。	１０
⑥　担当予定の実務担当者の経歴及び実績		
	ア　実務担当者の同種・類似業務の経験は豊富か。	１０
⑦　実施体制		
	ア　業務実施に当たり、適切に指揮命令及び情報伝達を行うための仕	5

	組みや要員配置が提案されているか。	
	イ　安定的かつ円滑に委託業務が実施できるよう、進捗管理の方法等が検討されているか。	5
⑧　作業工程スケジュール		
	ア　工程スケジュールが具体的かつ現実的なものになっているか。	5
	イ　実施手順や提案内容、市との分担業務がわかりやすいか。	5
⑨　安全管理措置		
	ア　情報資産、個人情報の取扱いに対する体制がしっかり確保されているか。	5
⑩　令和５年度見積書		
	ア　配点×（全提出者内最低提案見積価格）/（提案見積価格） ※小数点以下切り捨て	5
⑪　その他業務受託に対する基本的な姿勢・取組		
	ア　法人の熱意、意欲。事業実施に当たり、特に力を入れて実施したいこと。	１０
	合　計	１５０

(3) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後速やかに企画提案のあった参加者全員に文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

13　失格要件

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において失格となった参加者が優先交渉権者に選定されるとき、事務局はその選定を取消し、その次に高い順位にある参加者を優先交渉権者に選定する。

(1) 参加資格を満たさないことが判明したとき。

(2) 書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

(3) 提出した書類、資料等に虚偽の記載があったとき。

(4) 記載すべき事項の全部が記載されていないとき。

(5) 本実施要領に定めた内容に違反したとき。

(6) 審査の公平性に影響を与える行為、その他正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。

(7) その他、上記に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、本市が失格であると認めたとき。

14　契約締結等の契約内容に関する協議

(1) 契約内容及び仕様については、優先交渉権者の通知後、速やかに本市と優先交渉権者とで企画提案書等の内容を基に協議するものとする。協議の結果、契約内容及び仕様が合意に達した場合は、速やかに見積書を徴収し、地方自治法施行令第 167 条の２第１項

第２号に基づき随意契約の手続きを行う。なお、契約内容及び契約手続は、伊勢原市契約規則及び委託業務契約約款の規定による。

(2) 優先交渉権者との協議の結果、契約の締結に至らなかった場合、原則次点の参加者を優先交渉権者とする。ただし、次点の参加者の評価が一定水準を満たさなかった場合はこの限りではない。

(2) 本プロポーザルは、(仮称) 第３期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務の評価を行い、令和５年度の委託先候補を選定するものである。契約は単年度毎に行い、令和６年度については、令和５年度の委託業務の実施状況等を勘案し契約を行うものとする。

15 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、全て参加者が負担する。

(2) 提案募集に参加する者は、優先交渉権者決定後において、この実施要領等の内容や審査結果について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 企画提案書提出者が１者の場合でもプレゼンテーションは実施する。審査の結果、一定水準を満たした場合は、当該提出者を優先交渉権者として確定する。

(4) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルが無効とされた場合、虚偽の記載をした参加者に対して指名停止措置を行うことがある。

(5) 本プロポーザルは優先交渉権の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(6) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、参加者は、提出書類について本市が本プロポーザルを行う上で必要な範囲内において無償で使用することを承諾するものとする。

(7) 提出された書類は、本プロポーザル実施期間中を除き、伊勢原市情報公開条例（平成15年条例第21号）の規定により第三者に公開される場合がある。ただし、個人に関する情報及び法人等に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、非公開とする。

１６ 担当事務局

本プロポーザルに関する問い合わせ及び書類等の提出先は下記のとおりとする。

伊勢原市子ども部子ども育成課

住　所　〒259-1188　神奈川県伊勢原市田中３４８番地

担　当　金子、岡部

電　話　0463-94-4638

E-mail　kodomo@isehara-city.jp